

資 料 4

# 新 EU パック旅行指令第 2015 / 2302 号の付録

高 橋 弘

新 EU パック旅行指令第 2015/2302 号に添付されている付録 I～III の仮訳を以下に掲載する。新 EU パック旅行指令第 2015/2302 号の仮訳については、広島法学 39 卷 4 号 (2016.3) 96 頁以下参照。

付録 I は、パック旅行の契約前に旅行主催者及びパック旅行の販売仲介人から旅行者に提供されるべき標準情報の方式用紙 Formblatt である (新指令第 5 条)。A 部は第 5 条第 1 項第 1 段に、B 部は同条第 1 項第 2 段に、C 部は同条第 2 項に関するものである。旅行主催者の倒産防護については、新指令第 17 条に規定がある。

付録 II は、「リンクされた旅行給付 (新指令第 3 条第 5 号)」の契約前又は契約申し込み拘束前に、これを仲介する事業者から旅行者に提供されるべき標準情報の方式用紙である (新指令第 19 条第 2 項)。A 部～C 部は第 3 条第 5 号 a に、D 部及び E 部は同条同号 b に関するものである。「リンクされた旅行給付」を仲介する事業者の倒産防護については、新指令第 19 条第 1 項に規定がある。「リンクされた旅行給付」を仲介する事業者が第 19 条第 1 項及び第 2 項に挙げられている要求を履行しない場合の法的効果については、同条第 3 項参照。

付録 III は、新・旧指令の条文対応表である。

目次

付録 I

A 部 ハイパーリンクが使用できる場合のパック旅行契約のための標準情報提供方式用紙

B 部 A 部に含まれている以外の場合のパック旅行契約のための標準情報提供方式用紙

## 39 - 新 EU パック旅行指令第 2015 / 2302 号の付録（高橋）

C 部 第 3 条第 2 号 b 第 v の規定によりパック旅行主催者からデータが他の事業者に伝送される場合の標準情報提供方式用紙

### 附録 II

A 部 第 3 条第 5 号 a の規定の意味におけるオンラインで提供されるリンクされた旅行給付を仲介する事業者が往復切符を販売する運送人である場合の標準情報提供方式用紙

B 部 第 3 条第 5 号 a の規定の意味におけるオンラインで提供されるリンクされた旅行給付を仲介する事業者が往復切符を販売する運送人でない場合の標準情報提供方式用紙

C 部 （往復切符を販売する運送人でない）事業者と旅行者とが同時に出席して契約が締結される場合の、第 3 条第 5 号 a の規定の意味におけるリンクされた旅行給付のための標準情報提供方式用紙

D 部 第 3 条第 5 号 b の規定の意味におけるオンラインで提供されるリンクされた旅行給付を仲介する事業者が往復切符を販売する運送人である場合の標準情報提供方式用紙

E 部 第 3 条第 5 号 b の規定の意味におけるオンラインで提供されるリンクされた旅行給付を仲介する事業者が往復切符を販売する運送人でない場合の標準情報提供方式用紙

### 附録 III

旧指令・新指令条文対応表

## 新 EU パック旅行指令の附録

### 附録 I

A 部 ハイパーリンクが使用できる場合のパック旅行契約のための標準情報提供方式用紙

あなたに提供される旅行給付の組み合わせは、EU 指令第 2015/2302 号の意味におけるパック旅行です。

それゆえ、あなたは、パック旅行に適用される EU の全ての権利を要求できます。

事業者 XY は、パック旅行全体の取り決め通りの実施につき全責任を負っています。

その上、事業者 XY は、XY の倒産の場合に、あなたの支払った金額の返済のために、及び、パック旅行に運送が含まれているときは、あなたの帰路運送の保証のために、法律に定められた防護を提供します。

[ハイパーリンクにより表示されるべき] EU 指令第 2015/2302 号によるあなたの最重要な諸権利に関する更なる情報提供

ハイパーリンクのクリックにより、旅行者は以下の情報を受け取ります。すなわち、EU 指令第 2015/2302 号による最重要な諸権利

- 一 旅行者は、パック旅行契約の締結前にパック旅行に関する全ての本質的な情報を受け取ります。
- 一 事業者は、契約に含まれている全旅行給付の取り決め通りの実施につき、少なくとも常に責任を負っています。
- 一 旅行者は、旅行主催者又は旅行代理店と連絡を取りうる緊急呼び出し電話番号又は連絡機関に関するデータを受け取ります。
- 一 旅行者は、(相当な期間内にかつ事情により追加費用を支払って) パック旅行を他の人に譲渡することができます。
- 一 パック旅行の代金は、特定の費用 (例えば燃料代金) が値上がりし、かつ、このことが契約中に明定されており、かつ、常にパック旅行の開始前遅くとも 20 日までになされるときにのみ、引き上げが許されます。代金引き上げがパック旅行代金の 8 % を超えるときは、旅行者は契約を解除できます。旅行主催者が代金引き上げの権利を留保している場合に、当該費用が値下がりしたときは、旅行者は代金引き下げの権利を有します。
- 一 代金を除いて、パック旅行の本質的な構成要素の 1 つが、著しく変更されるときは、旅行者は、解除料の支払をすることなく契約を解除し、かつ、全支払金額の完全な払い戻しを受け取ることができます。パック旅行に責任を負う事業者がパック旅行の開始前にパック旅行を取り消すときは、旅行者は、費用の払い戻しの、及び、事情によっては補償の、請求権を有します。
- 一 例えば目的地においてパック旅行を侵害するであろう重大な安全問題が存在する場合のように、パック旅行の開始前に異常事態が発生したときは、旅行者は、解除料の支払をすることなく、契約を解除できます。
- 一 その上、旅行者は、パック旅行の開始前ならいつでも、相当なかつ是認できる解除料を支払って、契約を解除できます。

- 一 パック旅行の開始後にパック旅行の本質的な構成要素が合意通りに履行されえないときは、他の適当な代替措置が、追加費用の支払いを要することなく旅行者に提供されるべきであります。給付が契約通りに提供されず、かつ、このことが契約上のパック旅行給付の提供に重大な影響を及ぼし、かつ、旅行主催者が瑕疵除去を行うことを怠るときは、旅行者は、解除料の支払をすることなく契約を解除できます。
- 一 旅行給付が提供されないとき、又は、契約の取り決め通りに提供されないときは旅行者は、代金減額及び／又は損害賠償の請求権を有します。
- 一 旅行者が困難に遭遇したときは、旅行主催者は旅行者に援助 **Beistand** を提供します。
- 一 旅行主催者の倒産又は (若干の加盟国では) 旅行仲介人の倒産の場合には、支払金額が払い戻されます。パック旅行の開始後に旅行主催者又は (該当するときは旅行仲介人の倒産が発生し、かつ、運送がパック旅行の構成要素であるときは、旅行者の帰路運送が保証されます。X Y は、Y Z (例えば担保基金 **Garantiefonds** 又は保険会社といった、倒産保護を提供する組織) と倒産防護 **Insolvenzabsicherung** を締結しています。X Y の倒産に基づく給付が旅行者に拒絶されるときは、旅行者は、この組織と、又は、場合によっては管轄官庁 (その名称、地理学上の住所、E メール及び電話番号を含むコンタクトデータ) と、コンタクトを取ることができます。

各国内法中に国内法化された形式での E U 指令第 2015/2302 号 [ハイパーリンク]

## B 部 A 部に含まれている以外の場合のパック旅行契約のための標準情報提供方式用紙

あなたに提供される旅行給付の組合わせは、E U 指令第 2015/2302 号の意

味におけるパック旅行です。

それゆえ、あなたは、パック旅行に適用される E U の全ての権利を要求できます。

事業者 X Y は、全パック旅行の取り決め通りの実施につき全責任を負っています。

その上、事業者 X Y は、X Y の倒産の場合に、あなたの支払った金額の返済のために、及び、パック旅行に運送が含まれているときは、あなたの帰路運送の保証のために、法律に定められた防護を提供します。

#### E U 指令第 2015/2302 号による最重要な諸権利

- 一 旅行者は、パック旅行契約の締結前にパック旅行に関する全ての本質的な情報を受け取ります。
- 一 事業者は、契約に含まれている全旅行給付の取り決め通りの実施につき、少なくとも常に責任を負っています。
- 一 旅行者は、旅行主催者又は旅行代理店と連絡を取りうる緊急呼び出し電話番号又は連絡機関に関するデータを受け取ります。
- 一 旅行者は、(相当な期間内にかつ事情により追加費用を支払って) パック旅行を他の人に譲渡することができます。
- 一 パック旅行の代金は、特定の費用 (例えば燃料代金) が値上がりし、かつ、このことが契約中に明定されており、かつ、常にパック旅行の開始前遅くとも 20 日までになされるときにのみ、引き上げが許されます。代金引き上げがパック旅行代金の 8 % を超えるときは、旅行者は契約を解除できます。旅行主催者が代金引き上げの権利を留保している場合に、当該費用が値下がりしたときは、旅行者は代金引き下げの権利を有します。
- 一 代金を除いて、パック旅行の本質的な構成要素の 1 つが、著しく変更されるときは、旅行者は、解除料の支払をすることなく契約を解除し、かつ、

全支払金額の完全な払い戻しを受け取ることができます。パック旅行に責任を負う事業者がパック旅行の開始前にパック旅行を取り消すときは、旅行者は、支払金額の払い戻しの、及び、事情によっては補償の、請求権を有します。

- 一 例えば目的地においてパック旅行を侵害するであろう重大な安全問題が存在する場合のように、パック旅行の開始前に異常事態が発生したときは、旅行者は、解除料の支払をすることなく契約を解除できます。
- 一 その上、旅行者は、パック旅行の開始前ならいつでも、相当なかつ是認できる解除料を支払って、契約を解除できます。
- 一 パック旅行の開始後にパック旅行の本質的な構成要素が合意通りに履行されえないときは、他の適当な代替措置が、追加費用の支払いを要することなく旅行者に提供されるべきであります。給付が契約通りに提供されず、かつ、このことが契約上のパック旅行給付の提供に重大な影響を及ぼし、かつ、旅行主催者が瑕疵除去を行うことを怠るときは、旅行者は、解除料の支払をすることなく契約を解除できます。
- 一 旅行給付が提供されないとき、又は、契約の取り決め通りに提供されないときは旅行者は、代金減額及び／又は損害賠償の請求権を有します。
- 一 旅行者が困難に遭遇したときは、旅行主催者は旅行者に援助を提供します。
- 一 旅行主催者の倒産又は (若干の加盟国では) 旅行仲介人の倒産の場合には、支払金額が払い戻されます。パック旅行の開始後に旅行主催者又は (該当するときは旅行仲介人の倒産が発生し、かつ、運送がパック旅行の構成要素であるときは、旅行者の帰路運送が保証されます。X Y は、Y Z (例えば担保基金又は保険会社といった、倒産保護を提供する組織) と倒産防護を締結しています。X Y の倒産に基づく給付が旅行者に拒絶されるときは、旅行者は、この組織と、又は、場合によっては管轄官庁 (その名称、地理学上の住所、Eメール及び電話番号を含むコンタクトデー

タ) と、コンタクトを取ることができます。

[各国内法中に国内法化された形式での E U 指令第 2015/2302 号が見いだされるウェブサイト]

**C 部 第 3 条第 2 号 b 第 v の規定によりパック旅行主催者からデータが他の事業者へ伝送される場合の標準情報提供方式用紙**

あなたが事業者 X Y の予約確認の到着後 24 時間内に事業者 A B と契約を締結するとき、X Y 及び A B により提供される旅行給付の場合には、E U 指令第 2015/2302 号の意味におけるパック旅行が問題となります。

それゆえ、あなたは、パック旅行に適用される E U の全ての権利を要求できます。事業者 X Y は、パック旅行全体の取り決め通りの実施につき全ての責任を負っています。

その上、事業者 X Y は、X Y の倒産の場合に、あなたの支払った金額の返済のために及び、パック旅行に運送が含まれているときは、あなたの帰路運送の保証のために、法律に定められた防護を提供します。

[ハイパーリンクにより表示されるべき] E U 指令第 2015/2302 号によるあなたの最重要な諸権利に関する更なる情報提供

ハイパーリンクのクリックにより、旅行者は、以下の情報を受け取ります。

すなわち、E U 指令第 2015/2302 号による最重要な諸権利

- 一 旅行者は、パック旅行契約の締結前にパック旅行に関する全ての本質的な情報を受け取ります。
- 一 事業者は、契約に含まれている全旅行給付の取り決め通りの実施につき、少なくとも常に責任を負っています。
- 一 旅行者は、旅行主催者又は旅行代理店と連絡を取りうる緊急呼び出し電話番号又は連絡機関に関するデータを受け取ります。

- 一 旅行者は、(相当な期間内にかつ事情により追加費用を支払って) パック旅行を他の人に譲渡することができます。
- 一 パック旅行の代金は、特定の費用 (例えば燃料代金) が値上がりし、かつ、このことが契約中に明定されており、かつ、常にパック旅行の開始前遅くとも 20 日までになされるときにのみ、引き上げが許されます。代金引き上げがパック旅行代金の 8 % を超えるときは、旅行者は契約を解除できます。旅行主催者が代金引き上げの権利を留保している場合に、当該費用が値下がりしたときは、旅行者は代金引き下げの権利を有します。
- 一 代金を除いて、パック旅行の本質的な構成要素の 1 つが、著しく変更されるときは、旅行者は、解除料の支払をすることなく契約を解除し、かつ、全支払代金額の完全な払い戻しを受け取ることができます。パック旅行に責任を負う事業者がパック旅行の開始前にパック旅行を取り消すときは、旅行者は、支払金額の払い戻しの、及び、事情によっては補償の、請求権を有します。
- 一 例えば目的地においてパック旅行を侵害することが予想される重大な安全問題が存在する場合のように、パック旅行の開始前に異常事態が発生したときには、旅行者は、解除料の支払をすることなく、契約を解除できます。
- 一 その上、旅行者は、パック旅行の開始前ならいつでも、相当なかつ是認できる解除料を支払って、契約を解除できます。
- 一 パック旅行の開始後にパック旅行の本質的な構成要素が合意通りに履行されえないときは、他の適当な代替措置が、追加費用の支払いを要することなく、旅行者に提供されるべきであります。給付が契約通りに提供されず、かつ、このことが契約上のパック旅行給付の提供に重大な影響を及ぼし、かつ、旅行主催者が瑕疵除去を行うことを怠るときは、旅行者は、解除料の支払をすることなく契約を解除できます。
- 一 旅行給付が、提供されないとき、又は、契約の取り決め通りに提供されないときは、旅行者は、代金減額及び／又は損害賠償の請求権を有しま



す。

- 一 旅行者が困難に遭遇したときは、旅行主催者は旅行者に援助を提供します。
- 一 旅行主催者の倒産、又は（若干の加盟国では）旅行仲介人の倒産の場合には、支払金額が払い戻されます。パック旅行の開始後に旅行主催者又は（該当するときは）旅行仲介人の倒産が発生し、かつ、運送がパック旅行の構成要素であるときは、旅行者の帰路運送が保証されます。X Y は Y Z（例えば担保基金又は保険会社といった、倒産保護を提供する組織）と倒産防護を締結しています。X Y の倒産により給付が旅行者に拒絶されるときは、旅行者は、この組織と、又は、場合によっては管轄官庁（その名称、地理学上の住所、Eメール及び電話番号を含むコンタクトデータ）と、コンタクトを取ることができます。

各国内法中に国内法化された形式での E U 指令第 2015/2302 号 [ハイパーリンク]

## 附録 II

### A 部 第 3 条第 5 号 a の規定の意味におけるオンラインで提供されるリンクされた旅行給付を仲介する事業者が往復切符を販売する運送人である場合の標準情報提供方式用紙

1 つの旅行給付の選択及び支払に引き続いて、我社／事業者 X Y を介してあなたの旅行のために追加的な旅行給付を予約する場合には、あなたは、E U 指令第 2015/2302 号によりパック旅行に適用される諸権利を要求することはできません。それゆえ、我社／事業者 X Y は、この追加的な旅行給付の契約通りの提供につき責任を負いません。問題が生じたときは、どうぞその時々給付提供者にご相談ください。

しかし、我社／事業者 X Y の予約ポータルへの同一訪問の間に追加的な旅

行給付を予約するときには、これらの旅行給付はリンクされた旅行給付の一部となります。このときには、X Y は、X Y の倒産により提供されなかったサービスにつき X Y に支払われた代金額の払い戻しのために、並びに、必要な場合には出発地へのその帰路運送のために、EU 法により規定された防護を提供いたします。当該給付提供者の倒産の場合には、何ら払い戻しはなされないことにご注意ください。

[ハイパーリンクにより表示されるべき] 倒産保護に関する継続的な情報提供

ハイパーリンクのクリックにより、旅行者は以下の情報を受け取ります。すなわち、

X Y は、Y Z（例えば担保基金又は保険会社といった、倒産保護を提供する組織）と倒産防護を締結しています。

X Y の倒産により給付が旅行者に拒絶されるときは、旅行者は、この組織と、又は、場合によっては管轄官庁（その名称、地理学上の住所、Eメール及び電話番号を含むコンタクトデータ）と、コンタクトを取ることができます。

注意：この倒産防護は、事業者 X Y の倒産にもかかわらず履行される X Y 以外の当事者との契約には、適用されません。

各国内法中に国内法化された形式での EU 指令第 2015/2302 号 [ハイパーリンク]

**B 部 第 3 条第 5 号 a の規定の意味におけるオンラインで提供されるリンクされた旅行給付を仲介する事業者が往復切符を販売する運送人でない場合の標準情報提供方式用紙**

1 つの旅行給付の選択及び支払に引き続いて、我社／事業者 X Y を介してあなたの旅行のために追加的な旅行給付を予約するときには、あなたは、E U 指令第 2015 / 2302 号によりパック旅行に適用される諸権利を要求することはできません。

それゆえ、我社／事業者 X Y は、この追加的な旅行給付の契約通りの提供につき責任を負いません。問題が生じたときは、どうぞその時々給付提供者にご相談ください

しかし、我社／事業者 X Y の予約ポータルへの同一訪問の間に追加的な旅行給付を予約する場合には、これらの旅行給付はリンクされた旅行給付の一部となります。この場合には、X Y は、X Y の倒産により提供されなかったサービスにつき X Y に支払われた代金額の払い戻しのために、E U 法により規定された防護を提供いたします。当該給付提供者の倒産の場合には、何ら払い戻しはなされないことにご注意ください。

[ハイパーリンクにより表示されるべき] 倒産保護に関する継続的な情報提供

ハイパーリンクのクリックにより、旅行者は以下の情報を受け取ります。すなわち、

X Y は、Y Z (例えば担保基金又は保険会社といった、倒産保護を提供する組織) と倒産防護を締結しています。

X Y の倒産により旅行給付が旅行者に拒絶されるときは、旅行者は、この組織と、又は、場合によっては管轄官庁 (その名称、地理学上の住所、E メール及び電話番号を含むコンタクトデータ) と、コンタクトを取ることができます。

注意：この倒産防護は、事業者 X Y の倒産にもかかわらず履行される X Y

以外の当事者との契約には、適用されません。

各国内法中に国内法化された形式での EU 指令第 2015/2302 号 [ハイパーリンク]

C 部 （往復切符を販売する運送人でない）事業者と旅行者とが同時に出席して契約が締結される場合の、第 3 条第 5 号 a の規定の意味におけるリンクされた旅行給付のための標準情報提供方式用紙

1 つの旅行給付の選択及び支払に引き続いて、我社／事業者 X Y を介してのあなたの旅行のために追加的な旅行給付を予約するときには、あなたは、EU 指令第 2015/2302 号によりパック旅行に適用される諸権利を要求することはできません。

それゆえ、我社／事業者 X Y は、個々の旅行給付の契約通りの提供につき責任を負いません。問題が生じたときは、どうぞその時々給付提供者にご相談ください。

しかし、我社／事業者 X Y の予約ポータルへの同一訪問の間に、又は、我社／事業者 X Y との同一コンタクトの間に、追加的な旅行給付を予約するときには、これらの旅行給付はリンクされた旅行給付の一部となります。このときには、X Y は、X Y の倒産により提供されなかったサービスにつき X Y に支払われた代金額の払い戻しのために、EU 法により規定された防護を提供いたします。当該給付提供者の倒産の場合に何ら払い戻しはなされないことにご注意ください。

X Y は、Y Z（例えば担保基金又は保険会社といった、倒産保護を提供する組織）と倒産防護を締結しています。

X Y の倒産により旅行給付が旅行者に拒絶される場合は、旅行者は、この

組織と、又は、場合によっては管轄官庁（その名称、地理学上の住所、Eメール及び電話番号を含むコンタクトデータ）と、コンタクトを取ることができます。

注意：この倒産防護は、事業者 X Y の倒産にもかかわらず履行される X Y 以外の当事者との契約には、適用されません

[各国内法中に国内法化された形式での E U 指令第 2015/2302 号が見られるウェブサイト]

D 部 第 3 条第 5 号 b の規定の意味におけるオンラインで提供されるリンクされた旅行 給付を仲介する事業者が往復切符を販売する運送人である場合の標準情報提供方式用紙

このリンク／これらのリンクを介してあなたの旅行のために追加的な旅行給付を予約するときには、あなたは、E U 指令第 2015/2302 号によりパック旅行に適用される諸権利を要求することはできません。

それゆえ、我社／事業者 X Y は、個々の旅行給付の取り決め通りの提供につき責任を負いません。問題が生じたときは、どうぞその時々給付提供者にご相談ください。

しかし、我社／事業者 X Y によるあなたの予約の確認後 24 時間内にこのリンク／これらのリンクを介して追加的な旅行給付を予約する場合には、これらの旅行給付はリンクされた旅行給付の一部となります。この場合には、X Y は、X Y の倒産により提供されなかったサービスにつきあなたが X Y に支払われた代金額の払い戻しのために、並びに、必要な場合には出発地へのあなたの帰路運送のために、E U 法により規定された防護を提供いたします。当該給付提供者の倒産の場合には、何ら払い戻しはなされないことにご注意ください。

[ハイパーリンクによって表示されるべき] 倒産保護に関する更なる情報提供

ハイパーリンクのクリックにより、旅行者は以下の情報を受け取ります。すなわち、

X Y は、Y Z（例えば担保基金又は保険会社といった、倒産保護を提供する組織）と倒産防護を締結しています。

X Y の倒産により旅行給付が旅行者に拒絶される時は、旅行者は、この組織と、又は、場合によっては管轄官庁（その名称、地理学上の住所、Eメール及び電話番号を含むコンタクトデータ）と、コンタクトを取ることができます。

注意：この倒産防護は、事業者 X Y の倒産にもかかわらず履行される X Y 以外の当事との契約には、適用されません

各国内法中に国内法化された形式での E U 指令第 2015/2302 号 [ハイパーリンク]

**E 部 第 3 条第 5 号 b の規定の意味におけるオンラインで提供されるリンクされた旅行給付を仲介する事業者が往復切符を販売する運送人でない場合の標準情報提供方式用紙**

このリンク／これらのリンクを介してあなたの旅行のために追加的な旅行給付を予約するときには、あなたは、E U 指令第 2015/2302 号によりパック旅行に適用される諸権利を要求することはできません。

それゆえ、我社／事業者 X Y は、個々の旅行給付の取り決め通りの提供につき責任を負いません。問題が生じたときは、どうぞその時々給付提供者にご相談ください。

しかし、我社／事業者 X Y によるあなたの予約の確認後 24 時間内に、このリンク／これらのリンクを介してあなたの旅行のために追加的な旅行給付を予約するときには、これらの旅行給付はリンクされた旅行給付の一部となります。この場合には、X Y は、X Y の倒産により提供されなかった

サービスにつきあなたが X Y に支払われた代金額の払い戻しのために、E U 法により規定された防護を提供いたします。当該給付提供者の倒産の場合には、何ら払い戻しがなされないことにご注意ください。

[ハイパーリンクによって表示されるべき] 倒産保護に関する継続的な情報提供

ハイパーリンクのクリックにより、旅行者は以下の情報を受け取ります。

X Y は、Y Z (例えば担保基金又は保険会社といった、倒産保護を提供する組織) と倒産防護を締結しています。

X Y の倒産により旅行給付が旅行者に拒絶される時は、旅行者は、この組織と、又は、場合によっては管轄官庁 (その名称、地理学上の住所、E メール及び電話番号を含むコンタクトデータ) と、コンタクトを取ることができます。

注意：この倒産防護は、事業者 X Y の倒産にもかかわらず履行される X Y 以外の当事者との契約には、適用されません

各国内法中に国内法化された形式での E U 指令第 2015/2302 号 [ハイパーリンク]

### 附録 III

#### 旧指令・新指令条文対応表

旧指令 (EWG 第 90/314 号)	新指令 (EU 第 2015/2302 号)
第 1 条	第 1 条
第 2 条第 1 号	第 3 条第 2 号及び第 2 条第 2 項 a
第 2 条第 2 号	第 3 条第 8 号

第 2 条第 3 号	第 3 条第 9 号
第 2 条第 4 号	第 3 条第 6 号
第 2 条第 5 号	第 3 条第 3 号
第 3 条第 1 号	削る
第 3 条第 2 号	削るが、本質的部分は第 5 条及び第 6 条に引き継ぐ
第 4 条第 1 項 a	第 5 条第 1 項 f
第 4 条第 1 項 b	第 5 条第 1 項 h、第 7 条第 2 項 d 及び f、並びに、 第 7 条第 4 項
第 4 条第 2 項 a	第 7 条第 2 項
第 4 条第 2 項 b	第 5 条第 3 項並びに第 7 条第 1 項及び第 4 項
第 4 条第 2 項 c	削る
第 4 条第 3 項	第 9 条
第 4 条第 4 項	第 10 条
第 4 条第 5 項	第 11 条第 2 項及び第 3 項
第 4 条第 6 項	第 11 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項、並びに、第 12 条第 3 項及び第 4 項
第 4 条第 7 項	第 13 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項
第 5 条第 1 項	第 13 条第 1 項
第 5 条第 2 項	第 14 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項、並びに第 16 条
第 5 条第 3 項	第 23 条第 3 項
第 5 条第 4 項	第 7 条第 2 項 e 及び第 13 条第 2 項
第 6 条	第 13 条第 3 項
第 7 条	第 17 条及び第 18 条
第 8 条	第 4 条
第 9 条第 1 項	第 28 条第 1 項
第 9 条第 2 項	第 28 条第 4 項
第 10 条	第 31 条



附録、 a	第 5 条第 1 項 a 第 i
附録、 b	第 5 条第 1 項 a 第 ii
附録、 c	第 5 条第 1 項 a 第 iii
附録、 d	第 5 条第 1 項 e
附録、 e	第 5 条第 1 項 a 第 i
附録、 f	第 5 条第 1 項 a 第 v
附録、 g	第 5 条第 1 項 b
附録、 h	第 5 条第 1 項 c 及び第 10 条第 1 項
附録、 i	第 5 条第 1 項 d
附録、 j	第 7 条第 2 項 a
附録、 k	第 13 条第 2 項